平成 22 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、徳島文理大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年4月1日から平成29(2017)年3月31日までとする。

【条件】

特になし。

Ⅱ 総評

建学の精神及び大学の理念としての「自立協同」に基づき、「人間の自立と学芸の独立を 掲げ、教育を推進すること」という教育の基本理念が明示されている。大学の使命・目的 としては、学則第1条に「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、高度の知識技 能を研究教授し、人格の陶冶を図り文化の創造と発展に貢献することを目的とする」こと を明確に掲げ、それらを具現化するための人材養成を行っている。それらを教職員、学生、 保護者及び地域社会などに広く周知する努力がなされている。

教育研究組織は、学部、学科及び附属研究機関などにおいて適切な構成と有機的な連携が確保されるとともに、意思決定などの組織運営も適切に運営されている。また、教養教育については全学的組織として「全学共通教育センター運営協議会」を設置し、その充実に努めている。

教育課程は建学の精神及び大学の基本理念に基づき、学生の学習歴や教育ニーズ、社会の要請に応えるように体系的かつ適切に編成・実施されており、特に、「学習ポートフォリオ」を導入することにより、教員と学生との緊密な指導を通し、学生の学習意欲と教育効果の向上を目指す努力がなされている。また、各学部・学科などに関する教育目的については、学則に規定するなどの措置が取られている。

アドミッションポリシーを明確に掲げて入学定員の確保に向けて努力をしている。また、 学生に対する学習支援体制、課外活動支援、厚生補導体制、就職・進学支援などは概ね整備され、適切に運営されている。特に、学習支援体制としてのチューター・担任制度、オフィスアワー制度は適切に整備され機能している。

設置基準の必要条件を満たす教員数を適切に配置し、基幹となる授業科目については教授又は准教授が担当している。また、教員の採用・昇任については規程に基づき適切に運営されている。教員の教育研究活動への支援体制、FD(Faculty Development)活動の実施体制も概ね適切に整備され、運営されている。

職員については、大学の目的を達成するために、概ね適切な配置がなされている。職員の資質向上については、学外の研修会への職員の派遣や学内における OJT を主体とする研修を実施するなど、必要な取組みがなされている。また、教育研究支援のための事務体制

も適切に整備され、運営されている。

管理運営に関する諸規程が整備され、適宜理事会及び評議員会が開催されており、理事会機能の一部は常任理事会規定により5人からなる常任理事会に付託され、迅速な意思決定が行われている。また、経営管理部門と教学部門との連携のもとに管理運営体制は概ね適切に機能している。自己点検・評価のための体制は適切に整備されており、教育研究及び管理運営の改善に向けた努力がなされている。

財政運営に関しては、収支バランスの改善を目指して、必要な財政基盤を構築するために中期財務計画を策定し、改善への努力を行っており、学生定員の確保と経費削減の成果に期待したい。また、会計処理については適切に処理され、財務情報の公開については、学内・学外の利害関係者に対して、ホームページや広報誌を通して積極的に公開されている。外部資金の導入については、文部科学省の支援事業の採択、科学研究費補助金や受託費の獲得に向けた積極的・組織的な取組みがなされている。

設置基準に規定された必要条件を十分に満たす校地面積、校舎面積を保有しており、法 令に基づいた施設設備の安全管理が行われ、学生が大学で生活するために必要な教育環境 が整備されている。

積極的に大学の持つ物的、人的資源を施設開放、公開講座、演奏会、講演会の実施などにより地域社会に提供しており、大学間連携や企業との共同研究などを通して他大学や企業との連携を推進するとともに、各種審議会や委員会へ委員として教員を派遣することなどにより政府・地方自治体や地域社会との連携・協力関係を構築している。

教職員などの組織倫理に関する諸規程は概ね整備され、必要に応じて講演会や研修会が 開催されており、学内外に対する狭義の危機管理体制も概ね整備されている。また、大学 の教育研究の成果を公正・適切に学内外へ広報することへの取組みは、概ね適切に行われ ている。

なお、特記事項では15の事項にわたる「四国巡礼キャラバンコンサート」「薬用植物観察会・講演会」「第1回徳島音楽コンクール」などの特色ある取組みに関して、概要、内容、特色などが記述されており、大学の建学の精神である「自立協同」を具現化するための諸活動を学内外、特に地域社会や海外との交流において実施するという取組み例を示すものとして、特筆できる。

なお、参考意見は、教育研究の質の向上及びそのための管理運営の改善に資するための 参考として、大学の更なる発展のための諸課題解決に向けた組織的・継続的な努力に期待 したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び大学の理念としての「自立協同」に基づき、「人間の自立と学芸の独立を 掲げ、教育を推進すること」という教育の基本理念が明示されており、学生・教職員など を対象に扁額、各種印刷物、ホームページなどにおいて広く提示するとともに、入学式・ 卒業式などの行事における理事長・学長のスピーチにおいても言及されており、積極的に 公開・周知し、広く理解を求める努力を行っている。

大学の使命・目的としては、学則第1条に「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に 則り、高度の知識技能を研究教授し、人格の陶冶を図り文化の創造と発展に貢献すること を目的とする」と明確に掲げ、それらを具現化するための人材養成を行っている。更に、 それを平易に文章化し、入学案内やキャンパスガイド、ホームページなどにより広く学内 外に公表するよう努めている。

【優れた点】

・大学の基本理念の明確化を図るために「建学精神懸賞論文」を広く教職員対象に募集し、 優秀論文を「研究紀要」に掲載・公表するなどの努力を行っている点は高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的な組織として、2つのキャンパスに8学部21学科、6大学院研究科、3専攻科を設置し、5研究所と臨床心理相談室を併設した総合大学の特長を生かし、幅広い教育研究活動の実践に取組んでいる。教育研究組織は、適切な構成と有機的な連携が確保され、意思決定などの組織運営も円滑に機能している。

教養教育の充実を図るため「一般教育研究部会」と副学長を委員長とする「全学共通教育センター運営協議会」を設けており、それらの連携のもとに学生が広範な学問領域から教養教育科目を履修できるように配慮している。また、各種の養成講座など学生の個別的学習ニーズに応えるための運営上の責任組織として「全学共通教育センター」を設置している。

また、大学の使命・目的に沿った教育を行うための教育研究方針に関する意思決定機関として、「部局長会」「合同教授会」「学部教授会」「研究科委員会」がそれぞれ規程の定めに則って学長のリーダーシップのもとに適正に運営されている。また、これらの組織は各学部学科間の意思疎通や連携、運営の円滑化にも機能している。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づいた各学部学科などの教育研究上の目的を明確に定め、学則に記載している。その目的を達成するための教育課程は学部学科、研究科専攻及び専攻科ごとに体系的かつ適切に設定されている。

学部における教育目的を達成するために設定されている教育方法及び教育課程の編成方針に従い、一般総合科目、専門教育科目、教職等に関する科目の3つに分類される科目群からなるカリキュラムが編成されており、各々の分野における授業科目が適切に配置されている。

低年次に専門導入科目の履修を取入れた「くさび形」が学部の教育課程に採用され、人 文系、社会系、自然系、体育スポーツ、外国語などの科目群からなる一般総合科目と専門 教育科目が体系的に編成され、教育実践が展開されている。また、全新入生に対して文理 学を必修科目として開講するなど、導入教育に一定の努力が図られている。

年次別履修登録科目の上限単位数は履修ガイドに基づき、オリエンテーション時に学生に説明し、チューターの面談などを通じて確認している。また、新入生に「学習ポートフォリオ」を導入し、教員と学生とのきめ細かい面談と学習指導を通して、学生のモチベーションと学習到達度を高める工夫がなされている。

学生による授業評価アンケートや学生の意識調査が「FD 研究部会」を通じて全学部学科で行われており、授業の改善や授業の活性化に努めている。

【優れた点】

・「学習ポートフォリオ」を導入して、学生のモチベーションと学習到達度を高める工夫が 整備されている点は高く評価できる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「自立協同」を明文化し、ホームページ・大学案内・各種入試要項などに明記するとともに、各種文化活動を通じて広く学外にも周知する方策をとることによって、入学定員確保に努めている。建学の精神に基づく各学部のアドミッションポリシーが策定されている。また、学科ごとのアドミッションポリシーも設けられ、運用されている。

入学選抜については、策定されたアドミッションポリシーに基づき、一般入試、センター利用入試のほかに、各種推薦入試、AO入試など、多様な入試が適切に行われている。

各学部の収容定員に対する在学生数及び各年度の入学定員に対する入学者数は、学科により大きな差異があるが、全学的な是正対策が取られている。

教員と事務職員の連携・協力体制により、学生に対する健康相談、心的援助、生活相談などを行うシステムを整備、実行し、留学生に対しても、物心両面での支援を行っている。また、改善意見箱やEメールにより学生意見をくみ上げる体制が取られている。

卒業後の就職・進学の各種支援体制が整えられ、きめ細かな支援が実施されていることにより、キャリア形成の充実が図られている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教員数は設置基準を上回る専任教員数を確保しており、適切な教員配置がなされている。 また、専任教員の職位、年齢バランスも概ね適切である。

教員の採用・昇任については、「大学教員等選考規程」及び「大学教員等資格審査に関する基準」が整備されており、これに基づいて採用・昇任の手続き、審査が行われている。

教員の授業担当時間は学部によって異なるものの、教員の職位に関わらず平均授業時間は概ね適切である。また、教員は担任及びチューターとして、きめ細かい学習指導を行っている。教員の教育研究活動への支援体制に関しては、TA(Teaching Assistant)やRA(Research Assistant)が教育補助や研究補助として適切に活用されている。

大学独自の「特色ある教育・研究」事業として学内募集を行い、外部競争資金の獲得支援や若手教員の育成に努力し、教育研究活動の成果をあげている。

「FD 研究部会」は全学的な FD(Faculty Development)活動を積極的に推進し、全学部で全科目の授業評価アンケートの実施、教員同士の授業参観・授業研究などの実施に努めている。また、毎年「教育・研究年報」及び「教員活動状況調査」(エフォート評価)を作成し、教員の教育研究活動を活性化する取組みを整えている。

【優れた点】

・若手教員を対象に、大学独自の「特色ある教育・研究」事業として学内募集を行い、外 部競争資金の獲得支援や教員の育成に努力していることは、高く評価できる。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な職員は確保されており、適宜教学支援組織及び管理 運営組織の改編を実施し、概ね適切に職員を配置している。また、所定の手続きにより職 員の採用・昇任・異動が行われている。

「SD 推進委員会」を設置し組織的な取組みを展開しており、また、「ユニット長等懇談会」において SD(Staff Development)推進に係る討議を行うなど、SD に対する共通認識の醸成に努めている。更に、「目標管理制度」を導入し業務遂行における目標の明確化と自

己研鑽への動機付けを図る努力を行っている。なお、学外における各種学外研修会へ職員 を派遣し、学内においては新任職員研修会・職員研修会などを通して職員の職務遂行能力 の向上を図る努力を行っている。

教育研究支援組織は、主に「教育・研究支援ユニット」及び「学生支援ユニット」により構成されており、教育研究を実施する上で適切な支援事務体制が構築されている。

【優れた点】

・教育研究支援を効率的に推進するために大学事務組織をグループ・ユニット体制に改組 するとともに、対学生サービスの質的向上を図るために事務窓口のワンストップ化を導 入していることは評価できる。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

管理運営に関しては、寄附行為及び「理事会規程」「常任理事会規程」「評議員会規程」などの諸規程に定められており、管理運営体制は適切に整備、運営され、理事会及び評議員会も概ね適切に機能している。また、理事会及び常任理事会の権限が強化されており、現在の私立学校法の趣旨に沿って概ね適切に機能している。

管理部門と教学部門を結ぶ会議である「部局長会議」の設置により、両部門の意思疎通 と連携が図られている。なお、キャンパスが徳島キャンパスと香川キャンパスの2か所に 分かれており、両キャンパス相互の連携・協力機能の保持に配慮した運営がなされている。

また、自己点検・評価委員会が大学運営に関わる自己点検・自己評価活動を推進することによって積極的な改善活動が行われており、自己点検・自己評価の結果を運営に反映させようとする努力が認められる。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

消費収支計算書において消費支出超過額が増加しているが、これは主に耐震化対応による施設及び設備投資が主要な原因である。

現時点では消費支出超過額を大幅に上回る金融資産を有しており、財政状況は概ね良好である。また、会計処理に関しては、学校法人会計基準及び法人の経理規程などに基づき 適正に処理され、適切な会計監査が行われている。

財務情報の公開については、「財務情報公開資料閲覧請求取扱要領」を定め、財務情報に

関わる報告とその解説を学内関係者やその他の利害関係者からの請求に対応している。また、学内通信「徳島文理大学通信」や大学ホームページにより積極的に公開している。

外部資金の導入に関しては、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成事業及び文部科学 省戦略的大学連携支援事業の採択、科学研究費補助金の申請をはじめ寄附講座による研究 助成を受けるなど積極的に外部資金の導入に努力している。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

設置基準に規定された必要条件を十分に満たす校地・校舎を保有しており、法令に基づいた施設設備の安全管理が行われ、両キャンパスに設置されている学部の教育研究活動や、 学生生活に必要な教育環境が整備されている。

「学生サポートセンター」「メディアセンター」「むらさきホール」などを備え、豊かな精神の涵養と専門知識を探求するための環境が整備されている。教育研究の高度化と効率化及び学習環境充実のため、ICT(情報通信技術)ツールが積極的に導入され、運用されている。

両キャンパスともに、施設設備の維持運営、安全性は、「施設・サプライグループ」が関連法令を遵守し、適切に運営管理している。

大地震が懸念される大学の立地条件を考慮し、校舎などの耐震化に積極的に取組んでいる。また、施設のバリアフリー化を推進している。地球環境にやさしいキャンパスを目指して、具体的対応策を検討し、実施している。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

積極的に大学が保有する物的・人的資源を公開講座などの開催により地域社会に提供している。公開講座での著名人による講演は、参加者のみならず出版物として広く世の中に公開されている。また、地域住民との連携を進めるため、小・中・高等学校への出張講義、ホールにおける音楽コンサートの開催などを行う一方、緑豊かな校庭、図書館などの一般への開放なども積極的に取組んでいる。

「高度な医療人養成のための地域連携型総合医療教育研究コンソーシアム構想」の代表校としての活動、文部科学省の戦略的大学連携支援事業を通じて、「地域に密着したチーム医療を実践できる高度な医療人養成」を目指すなど、大学の役割と存在意義を高めている。

また、地域の産業界と連携の推進及び県をはじめとする地方自治体との協力関係の構築

を目指して、各種審議会への委員の派遣、地域の資格取得希望者の利便を図るべく地域団体との共同講座の開催などを行っている。

【優れた点】

・徳島キャンパスの「むらさきホール」、香川キャンパスの「村崎サイメモリアルホール」 を地域の文化・芸術の発展のために広く社会に提供していることは高く評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理を確立するために「教職員倫理に関する規程」「個人情報保護に関する規程」「ハラスメントに関する規程」「研究倫理等に関する規程」などが概ね整備され、全学的に倫理観の涵養が図られている。また、「人権教育推進委員会」などの委員会が適切に運営されている。

想定される危機に適切に対応するため、学内外に対する「危機管理規程」を制定し、学生、教職員、近隣住民などの安全を確保できるよう整備している。

危険物や薬物の保管・管理体制、新型インフルエンザをはじめ伝染病の予防など危機管理に関しては、ガイドラインが定められ、運用されている。

大学の教育研究の成果は、研究紀要や大学ホームページなどを通じて、所定の手続きを 経て学内外に公正かつ適切に公表している。